

○津山圏域資源循環施設組合職員職名規則

平成21年4月1日

津山圏域資源循環施設組合規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合規約（平成21年岡山県指令市第1号）第9条第2項に定める職員の職名を定めることを目的とする。

(職員の職名)

第2条 職員の職名は、次のとおりとする。

事務局長, 事務局次長, 参事, 主幹, 主査, 主任, 主事, 技師
付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月1日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年1月19日規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。